# 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会

# 議事概要

開催日時:令和5年3月28日(火)15:00~17:00

開催場所:オンライン会議

<出席者>(敬称略、順不同)

・委員

三上 喜貴 開志専門職大学 副学長兼情報学部長

神山 久美 山梨大学大学院総合研究部教育学域 教授

木井 保夫 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事

釘宮 悦子 消費生活アドバイザー

熊田 亜紀子 東京大学大学院工学系研究科 教授

倉貫 浩一 読売新聞東京本社 論説委員

坂本 有芳 鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授

水流 聡子 東京大学大学院工学系研究科 特任教授

西田 佳史 東京工業大学工学院機械系 教授

野々内さとみ 全国女性団体連絡協議会 理事

藤野 珠枝 主婦連合会 住宅部

安好 寿也 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会 専務理事

遊間 和子 株式会社国際社会経済研究所調査研究部 主幹研究員

- ・オブザーバー
- 一般社団法人大手家電流通協会

オンラインマーケットプレイス協議会

一般財団法人家電製品協会

全国中小企業団体中央会

一般社団法人日本ガス石油機器工業会

日本チェーンストア協会

<配布資料>

議事次第

委員名簿

資料1 製品安全行政を巡る動向

資料2 製品安全規制の見直し

資料3 消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について

### <議事>

- (1) 製品安全行政を巡る動向について 【報告】
- (2) 製品安全規制の見直しについて 【審議・報告】
- (3)消費生活用製品の安全確保に向けた検討会について 【報告】

#### 開会

○田中製品安全課長 ただいまから開始したいと思います。事務局の製品安全課長の田中と申します。

ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会(第 10回)を開催させていただきます。

本日は、Teams によるオンライン会議とさせていただいております。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、御出席いただきまして、誠にありが とうございます。開催に当たりまして、技術総括・保安審議官の辻本から御挨拶をさせて いただきます。よろしくお願いいたします。

○辻本技術総括・保安審議官 辻本でございます。本日は三上委員長をはじめ、委員の 先生方には御多忙の中、御参画いただきまして、誠にありがとうございます。

この製品安全小委員会、昨年の3月以来1年ぶりの開催となろうかと思います。その間、 またいろいろ大きく物事は進展していると思っています。今日は議題が非常に広く、トピックも多いのですけれども、特にインターネット取引に伴ういろいろな状況の変化、バッ テリー事故、増えております。また子供用製品の海外から輸入されることによる事故、後 ほど説明いたしますけれども、実は先日、マグネットセットについて、新たに規制の対象 とさせていただきました。

また、こういったものについて、どのように対応していくのかというところで、制度面での議論を開始するというような検討会も、この1月から開始をしたところであります。本日はその他の状況を含めて報告をさせていただいて、今後の製品安全政策のあるべき、進むべき姿について、委員の先生方から忌憚のない御指摘、御意見をいただければと思います。本日はよろしくお願いいたします。

○田中製品安全課長 どうもありがとうございました。

続いて委員長の三上先生から御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いします。 〇三上委員長 委員長の三上でございます。今日は、私は経産省のほうにお伺いして、

田中課長をはじめ皆さんと御一緒の席で参加をさせていただいております。

この委員会、委員長を仰せつかっておりますが、皆様の御協力をもって有意義な会合に したいと思っておりますので、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

- ○田中製品安全課長 ありがとうございました。では、以後の議事進行につきましては 三上委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○三上委員長 それでは、議事に入りたいと思います。本日も議事、報告事項もたくさんございますので、円滑に進むよう皆様の御協力をお願いしたいと思います。

それでは第1番目の議事で、「製品安全行政を巡る動向について」の御報告を事務局からお願いいたします。

○田中製品安全課長 まず冒頭ですけれども、今回は製品安全小委員会第 10 回目の会合ということになります。そういう意味でこの委員会が設置されてから 10 年が経過したということになっております。このため、初回から参加いただいている何人かの委員の先生方には任期終了という形で退任いただいているところでございます。このため、このタイミングに合わせまして、審議会の委員の構成を少し変えております。具体的に言いますと、企業の関係者の皆様方をオブザーバーという形で位置づけさせていただいたということでございます。ただ、オブザーバーの方も今回も参加いただいておりますので、そういった意味で参加者の数自体は変わっていないというところでございます。

また、新たな委員として消費生活アドバイザーの釘宮委員に本日から御参加いただいているところでございます。

今日の出欠状況でございます。野々内委員が遅れて参加と聞いておりますけれども、全 員出席ということでございます。

本日の会議は Youtube での動画の配信ということで、公開で行っているところでございます。また後日、経済産業省のホームページに議事録を公開する予定になっております。 私からは以上です。

○三上委員長 それでは、1番目の議事に入りたいと思います。「製品安全行政を巡る 動向について」、事務局から御報告をお願いいたします。

#### 議事

○田中製品安全課長 それでは、説明に入りたいと思います。事前にファイルをお送り していると思いますので、そちらを御参照いただければと思いますけれども、今から画面 も共有いたしますので、そちらを見ていただいても結構でございます。

こちらが資料の1ということになります。こちらで説明をさせていただきます。

まず目次でございます。目次は昨年の1年前の審議会と同じでございまして、ここから 内容がアップデートしているということでございます。

1. 事故の発生状況ということでございます。こちらのスライドは消費生活用製品安全 法の概要ということでございまして、法律に基づいて重大製品事故が発生すると製造・輸入事業者が消費者庁に事故を報告しなければいけない、このようになっておりまして、その結果を取りまとめて公表している整理になっております。

その結果がこちらでございますけれども、2022年の数字で見ると、1,023件の重大製品事故が発生しているところでございます。死亡事故も 29 件発生しておりまして、火災による死亡事故というのが多いのかなという感じがします。特に石油製品が全体的に見ると多いのかなということで、灯油によるストーブの火災というのが原因ではないかと考えております。

続きまして、重大製品事故の件数の推移でございます。これは 10 年ほどをグラフにしております。ここ最近は横ばいとなっておりまして、そんなに減っていないという傾向かなと考えております。

トピックということで言いますと、6ページでございますけれども、除雪機による死亡 事故の発生状況でございます。こちらに棒グラフを書かせていただいておりますけれども、 2012 年度から 2021 年度までの 10 年間で起こった除雪機による事故をグラフにしております。 やはり死亡事故が 25 件で非常に多いということ、また雪が多いエリアでの事故ということになっておりまして、こちらについては誤使用とか不注意による事故というものが非常に多いという特徴がございます。

7ページです。こちらにつきましては、やはり注意喚起をしっかり行っていく、これが非常に重要ではないかと考えておりまして、これは昨年の事例でございますけれども、12月 22日に消費者庁さんとNITEさんと共同のプレスリリースを出させていただきました。特にNITEさんからは動画を出していただいたということもありまして、これはテレビ等でかなり取り上げられております。また雪が多い自治体のほうでも活用いただいているということでございまして、除雪機についての周知は広がっているのかなと感じているところでございます。

一方で事故の数ですけれども、今シーズンと前のシーズンを比べると、そんなに変わっていないというところもありますので、やはり除雪機の注意喚起は継続的にやっていく必要があると考えているところでございます。

次のスライド、8ページですけれども、こちらは除雪機の死亡事故への対応のポイントということでございます。こちらは参考ということで省略させていただきます。

続きまして9ページでございます。重大製品事故の原因分析でございます。3年分の原因分析の結果をグラフと表にしておりますけれども、製品起因の事故は2割から3割ぐらいという形になっておりまして、こちらについてはリコールをやっていただくとか、必要な改善をやっていただく、これが非常に重要であると考えております。

続きまして 10 ページでございます。こちらは重大製品事故、先ほどは 10 年分の推移を示しましたけれども、その中で、ネット販売された製品の事故の割合をプロットしたものでございます。折れ線グラフでございますけれども、右肩上がりで増えているということかなと考えております。これは後ほども出てきますけれども、ネット販売自体の市場が拡大しているというのはもちろん背景にございますが、やはりネット販売製品の安全対策、非常に大事な課題ではないかと考えております。

続きまして、リコールの動向でございます。

12 ページでございます。こちらは 2022 年、昨年に開始されたリコールの件数でございます。98 件のリコールが行われております。重大製品事故を契機にリコールになったものが 24 件ございまして、24 件全て、ここに挙げておりますけれども、こちらのリコール

が重大製品事故を契機に行われているということでございまして、きちんと事故を受けて、 必要な場合にはリコールが行われているということではないかと考えております。

13 ページでございますけれども、こちらのグラフはリコール対象製品による重大製品事故ということでございまして、要は、リコールしているのですが、まだ使い続けてしまう場合があるということでございます。それによる事故が発生しておりまして、全体の事故の 14%ぐらいを占めているというところでございます。こちらにつきましては、やはり引き続き、しっかり注意喚起を行って、リコール対象製品については使わないでいただくということが大事かなと考えておりまして、消費者庁とも一緒に注意喚起を行っていきたいと考えております。

続いて 14 ページでございますけれども、リコールハンドブックというものを事業者向けに、こちらを大体3年に一遍、改訂をしております。今年は改訂のタイミングということでございますので、こういった形で関係者の皆様方に集まっていただいて検討を行ってまいりました。その結果を踏まえて、今後ハンドブックを改訂していきたいと考えております。

15 ページでございますけれども、リコール対応レベルに基づく新たなリコール対応の検討ということでございます。もちろんリコールは全ての案件、きちんと行うことが必要なのですけれども、その中でも、特にしっかりフォローしなければいけない案件というのがあるのではないかということで、それが分かるようにするにはどうしたらいいかみたいな、そういった議論をさせていただいております。今の検討で、やはりリスクの高い、この赤字のところについてはしっかりリコールのフォローをしていくということが大事ではないかと思っております。いずれにしても、来年度、このやり方については検討を継続して、再来年度からこういったリコールのレベル分けみたいなことができないかと考えて検討を進めているところでございます。

続きまして3. でございます。製品安全関連法の執行状況等でございます。

17 ページでございます。これは製品安全 4 法の概要でございまして、4 つのポイントに基づいて規制をしているという紹介でございます。 P S マーク対象製品というのがございまして、これについては P S マークがついているものを販売していただく、こういう形で規制を行っているところでございます。

この製品安全4法の違反の件数ということでございますけれども、2022 年、昨年の数字でございます。黒で囲っておりますけれども、こちらの数字になります。やはり500件

から 600 件という形の違反が見つかっているということでございまして、きっちり対応していく必要があると考えております。

特に試買検査というのを、これは毎年行っているのですけれども、実際に売っているものを買ってきて、技術基準の適合性が問題ないかというのを確認して、不適合が見つかれば、それを是正していただく、こういった対応を行っているところでございます。

20 ページでございますけれども、こちらは販売事業者に対する立入検査の件数でございます。自治体のほうで立入検査を行って、違反が見つかった場合には対応していくことになっていまして、昨年度は4件という形になっております。立入検査全体は6,000件ぐらい行っておりますので、件数としてはそんなに多くないのかなというように感じているところであります。ちなみに、これはリアルな店舗に対する立入検査ということでございます。また、1点、ちょっとおわびがあるのですけれども、2020年度の数字で電安法の6という数字なのですが、これは昨年の資料では9になっておりまして、その後、カウントミスが発覚いたしましたので、6に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。昨年の審議会の資料につきましては既に訂正をさせていただいておりまして、6という数字になっているということでございます。

続きまして、4. インターネット取引における製品安全でございます。

22 ページでございます。こちらはインターネット取引の市場ということでございまして、これまでの推移と一番新しい経産省のデータを書いておりますけれども、市場規模としては 13 兆円という形になっておりまして、非常に存在感が高まっていると考えております。やはりネット販売製品が、安全なものが流通する、これが非常に大事ではないかと考えてところでございます。

そのために我々が行っている取組でございますけれども、23 ページでございます。これは昨年も御説明いたしましたけれども、ネットモール事業者の協力を得ながら、出品前の審査を行っていただいているというのが1つです。あと、国のほうがネットパトロールという形で、実際に売られている製品をチェックして、違反品が売られていないかという確認をしている。この2つを2020年度以降、継続的に実施しているところでございます。24ページでございます。現在のネット販売製品の違反対応件数の推移ということで、棒グラフで表しております。見ていただくと、若干凸凹はありますけれども、最近は横ばいなのかなと感じております。これはやはり、先ほど申し上げたネットモール事業者様の御協力をいただいているということと、我々も監視を行っているということによって、一

定の抑止効果が得られているのではないかと考えているところでございます。ただ、増えてはいませんけれども横ばいということで、減っているというわけでもないということで、引き続きこういったネットパトロールやネットモール事業者との連携を継続していく必要があると考えております。

ネットモール事業者との協力体制ということです。25 ページに書いておりますけれども、こういう体制で協力しながら対応しているところでございます。追加、アップデートといたしましては、こちらに書いておりますけれども、今年度、3月から eBay 様にも参加いただくということになりましたので、そういった形で体制も少し拡充して、対応することになるかなと考えております。

26 ページでございます。具体的にネットモールの事業者にお願いしている法令違反品の確認ということで言いますと、昨年までは左側の3つをお願いしておりましたけれども、今年度はバイク用のヘルメットも結構ネットで違反品が売られているということが分かりましたので、これも追加でお願いして、今ではこの4つの品目について、ネットモール事業者に法令違反の確認をお願いしているところでございます。

次、27 ページでございますけれども、こちらはネット販売で直接レーザーポインターが売られていて、そこに違反品があるというところへの対応でございます。2020 年度からサイトの停止を要請しておりまして、2022 年度、今年度も引き続き停止の状態を維持しているということを確認しているという御報告でございます。

28 ページでございますけれども、これはネットパトロール事業の詳細でございます。こちらは違反が疑われるところをあらかじめ探した上で、ピックアップして 604 件なのですけれども、こちらに対して照会をかけているというところでございます。回答が得られたものの中で、半分ぐらいは違反だということでございましたので、きちっとこういったパトロールをやっていくことが非常に大事ではないかと考えているところでございます。また、604 件の中で 190 件はコンタクトできなかったというところがございます。これは主に海外の販売者でコンタクトできなかったということなのですけれども、このあたり、制度的な課題というのもあるのではないかと感じているところでございます。

次のスライドです。29 ページでございますけれども、これは製品安全誓約(Pledge)の取組でございます。昨年の審議会でも Pledge の取組をやろうと思っているということを申し上げましたけれども、その後、1年間かけて、具体的にネットモール運営事業者との調整が進んでいるというところでございます。まだ Pledge の開始というところまでは

至っていないのですけれども、かなり具体的なガイダンスの文言とかも含めて、検討・調整が進んでおりますので、なるべく早期にこの製品安全誓約、Pledge の取組を日本でも開始していきたいと考えております。

続きまして、5. 高齢者の製品安全対策でございます。

31 ページでございます。誤使用の事故と製品起因の事故の年代ごとの違いということで、グラフで表しておりますけれども、やはり年齢が上がっていくと誤使用の事故、不注意の事故が増えているということが分かっていただけるかと思います。やはりこのあたり、高齢になると、身体、認知機能というところがどうしても低下してしまうというところがございますので、それによる事故というのが多くなるのかなと感じております。

このあたりの対応でございますけれども、次のページです。32 ページですけれども、 我々としては、NITEさんによるリスクアセスメントを行っていくということと、高齢 者の行動・身体特性を把握して、それをデータとして公開する、この2つをやってきてい るところでございます。これによって、高齢者にとって安全な製品というのが世の中に出 回るようにしていきたいと考えております。

具体的には、今年度行ったリスクアセスメントでございますけれども、NITEさんのほうで介護ベッドと車椅子について行っていただいております。例えば車椅子ですが、シートベルトとか、こういった対応をしていくとリスクが減っていくということが分かってまいりましたので、こういった点も活用しながら、リスク低減を図っていきたいと考えております。

続きまして、34ページでございます。高齢者の行動ライブラリというものを、2,000以上の動画を現在、公開しておりまして、100を超える事業者に登録をいただいて、閲覧いただいているところでございます。

35 ページですけれども、今年度行ったところで言いますと、身体保持特性のデータの 取得なども行わせていただいております。こうした形で継続的にデータの充実を図りなが ら、こういったデータを活用して、高齢者に安全な製品を、ぜひ開発していただけること につながると非常にありがたいなと思っているところでございます。

続きまして、36 ページでございます。誤使用の事故の対策という意味で、先ほど申し上げたようないろいろなデータも使っていただきながら、製品を開発していただくことが非常に期待されるところでございますけれども、仮に企業の皆様方に開発していただいたとしても、それがなかなか市場に出回って、売られないのではないか、こういった問題意

識がございます。それは当然、安全対策をしているとコスト面ではちょっと高くなってしまうというところもあり得ますので、なかなか市場は広がらないという課題がございます。ですので、これに向けた対応という意味では、第三者認証機関が誤使用の事故のリスクの低減効果というのを認証して、その結果を表示する、そういった仕組みができれば、こういった表示がされた製品が買われるようになって、製品安全市場というようなものができていくのではないかと考えているところでございます。

37 ページですけれども、そういった考え方から、この1年間、関係する企業の皆様方とか認証機関の皆様方ともいろいろ議論をさせていただいておりまして、どういった形でやるのかというようなことを検討してまいりました。ある程度、我々としても考え方が整理できてまいりましたので、来年度、もうちょっと具体的に、こういった仕組みを回すための詳細を詰めていきたいと考えております。その結果、再来年度の後半から、こういった仕組みが運用開始できると非常にいいなと、今、思っているところでございまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、6.の製品安全文化の醸成でございます。

39 ページでございますけれども、これはPSアワードの取組でございまして、これは製品安全文化を広げていくという観点から非常に大事な、継続的に行っている取組でございます。平成4年度、今年度はこちらの事業者様が受賞されたというところでございます。さらに3回大臣賞を受賞されると、ゴールド企業という形で認定しておりますけれども、今年度から新たにパナソニック様がゴールド企業に仲間入りしていただいたということでございます。

また、ゴールド企業になると、5年ごとにフォローアップを行っておりまして、きちんと取組が継続できている場合には、この星マークをつけるという取組もやっておりますけれども、今年度、アキュフェーズ株式会社様とYKK AP株式会社様、この2社をフォローアップさせていただいて、取組の継続を確認させていただいたところでございます。そのため、この2社につきましては星マークをつけさせていただいております。

次に 41 ページでございます。PSアワードの応募というところまではちょっとハードルが高いかなという、だけれども製品安全の取組に参加したいという声もいただいておりましたので、今年度から、製品安全対策の自己宣言制度というのを本格的に導入したところでございます。具体的には、こちらのチェックシートを自ら埋めて、さらに宣言を世の中に対して行うということで参加できる、こういった仕組みでございますけれども、今年

度で今、92 の事業者に参加いただいておりまして、こういった事業者も少しずつ増えて いるのかなと感じているところでございます。

42 ページでございますけれども、これは製品安全コミュニティという形で、PSアワードの受賞企業の皆様の横の連携を活性化したいなということで取組を行っているところでございます。これまで受賞した事業者で言いますと 100 を超える事業者の方がいるということなのですけれども、いろいろなサプライチェーンの方がおられますので、異業種交流という形で行うことによって、コミュニティの魅力をどんどん高めて、より、このPSアワードの取組に参加する企業を増やしたいなと思っているところでございます。

具体的には 43 ページでございますけれども、今年度行ったということで言いますと、コミュニティの中で研修を行いまして、経産省の研修所に来られる方は集まっていただいて、泊まり込みで行うという、こういったことも行いました。こうすると、改めて製品安全のことを振り返るいい機会になるのではないかと、そういう声もいただいておりますし、やはりなかなか異業種の方と泊まり込みでいろいろ議論することはないということで、なかなか好評をいただいたところでございます。こういったところの取組も、今後についても考えていきたいと考えております。

44 ページでございます。こちらは消費者に対するアプローチということでございますけれども、こういったブラックチャンネルというキャラクターを使って、子供に対して訴えるというようなことも行っております。昨年の読売KODOMO新聞に載せていただいたりというようなことも行いました。また小学生向けの電器店でのイベントも行わせていただいております。

45 ページですけれども、自治体との連携です。厚木市さん、川崎市さん、こういった 自治体との連携も行っておりまして、自治体と連携しながら製品安全コミュニティという か、製品安全に取り組む企業を少しでも増やせないかということで取り組んでいるところ でございます。

また製品安全総点検月間、46ページでございますけれども、こちらは 11 月に毎年行っております。今年度も行わせていただきました。いろいろな事業者の皆様方の御協力もいただいておりまして、改めて感謝したいと思います。今年度はブラックチャンネルの下敷きを配布するといったことも行わせていただいているところでございます。

47 ページでございますけれども、広報です。ここも力を入れておりまして、特に Twitter をタイムリーにツイートするということに取り組んでいるところでございます。 特にリコールの場合とか、タイムリーに Twitter で発信できますので、こういった取組、 結構閲覧数が多かったツイートもございますので、引き続き取り組んでまいりたいと考え ております。

48 ページですけれども、これまで行ってきたラジオとかテレビとか、こういった形の 広報についても継続的に行っておりまして、今年度は誤飲に対する、テレビの広報を行わせていただいたところでございます。

## 7. 国際連携でございます。

50 ページでございますけれども、この製品安全の世界はやはりOECDとの連携が非常に大事になっておりまして、特に前半でも申し上げましたが、製品安全誓約 (Pledge) の取組が非常に大事であると考えておりまして、OECDと連携しながら取り組んでいきたいと考えております。

51 ページでございますけれども、それに加えて、いわゆる二者間、バイの取組です。 これについても、いろいろ情報交換などを今年度も行ってまいりましたので、引き続きこ ういった取組も継続していきたいと考えております。

52 ページです。OECDの取組で言いますと共同啓発キャンペーンというのも全世界 共通で行っておりまして、今年のテーマがオンライン上の製品安全ということでしたので、 我々もリリースもさせていただきましたし、販売事業者とネットモール事業者向けのメッ セージ、これは世界共通のメッセージなのですけれども、これを出させていただいたとこ ろでございます。引き続き国際的な動きとも連動しながら対応したいと考えております。

53 ページです。これは紹介で、英語のサイトのレイアウトを変更したというところの紹介でございます。

最後に8.手続きの電子化というところでございます。

55ページでございます。これは製品安全 4 法の手続の電子化を 2020 年から行っておりますけれども、現時点でのオンライン申請率というのは約 50%ということでございまして、これは少しずつ上がってきているということかなと考えております。引き続き、主な窓口の経済産業局とも連携しながら事業者に働きかけを行って、オンライン化率の向上に取り組んでいきたいと考えております。

私からの資料1の説明は以上になります。

○三上委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、皆さんから御質問をお願いいたします。オンラインですので、挙手マークを

挙げていただければ、こちらからお名前を申し上げたいと思います。釘宮委員、どうぞ。 〇釘宮委員 今回から参加させていただくことになりました消費生活アドバイザーの釘 宮でございます。よろしくお願いいたします。

資料1につきまして、気づきましたことを3点、述べさせていただきます。まず17ページになりますけれども、長期使用製品安全点検制度のことが左下のほうに書かれています。令和3年に指定対象製品を9製品から2製品へ見直したということですけれども、このときに除外した7製品につきまして、その後の事故の発生状況などの検証を行っていらっしゃるのかどうかという点です。経年劣化による事故は減少しているということですけれども、このあたり、しっかりウォッチをしていただければと思っております。

次、2点目ですけれども、48 ページですが、様々な政府広報などをされているということで、その中で視覚障害者向けの政府広報をされているということ、私も初めて知りまして、このような障害者向けの製品安全に関する情報発信というのは大変重要だと思います。点字図書館などに配付をされているということですけれども、実際の利用状況などはどのような状況なのでしょうか。今後も、このような、障害者を含めた脆弱な消費者ということで、子供ですとか高齢者に対する情報提供というのは大変重要なことですので、ケアをしている方を通して情報を伝えていくということも含めて、ぜひこのあたりも続けてやっていただければと思います。

それから3点目、最後になりますが、52ページです。OECDの国際共同啓発キャンペーンというものを昨年の12月26日にニュースリリースされたということです。私の所属しております消費者関連の団体で、中央省庁発行のニュースリリースをまとめたような形のメールニュースを発信していますけれども、実はこれにつきまして、年末間際ということもあって、残念ながらメールニュースに掲載されなかったというようなところがございましたので、なるべく適切な時期に効果的な周知というものを行っていただきたいと思います。このような国際的な協調というのは重要な取組だと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、3点、申し上げました。

- ○三上委員長 ありがとうございました。事務局から何かコメントはございますか。
- ○田中製品安全課長 事務局でございますけれども、コメントありがとうございます。 まず長期使用製品の7品目についての事故状況ですけれども、そんなに事故が増えている ということは聞いておりません。いずれにしても、この製品についての状況は今後、よく

フォローしていきたいと考えております。御指摘ありがとうございました。

あと、48 ページの視覚障害者の対応でございますけれども、これは御指摘を踏まえ、継続的にできるといいなと思っております。これの効果とか、すみません、現時点で手元にないので、今後確認していきたいと考えております。

それとOECDの共同啓発キャンペーン、これは12月の26日ということでタイミングが年末で、もうちょっといい時期がいいのではないかという御指摘、本当にそのとおりかなと思います。我々もそのあたり、反省材料かなと思いますので、今後、発信を行うタイミングにも留意しながら効果的な周知というのを心がけていきたいと考えております。以上でございます。

- ○三上委員長 それでは、続きまして遊間委員、どうぞ御発言ください。
- ○遊間委員 ありがとうございます。詳しい御説明をありがとうございました。5の高齢者の製品事故対策の37ページのところで2つ御質問をさせていただければと思っております。

高齢者の事故を防止するために、このような新しい取組が行われるというのは大変すばら しいなと思っておりますが、JIS規格は基本的な部分を対象とし、コンセプト認証はそ の範囲から出る部分という御説明でしたが、この切り分けが、開発する企業の側から見て、 逆に分かりにくかったり、判断がしづらかったりということは起きないでしょうかという 点が1点でございます。

また、このように二段階の認証ということになりますと、企業にとって少し負担が重い 部分もでてくるかと思いますが、その点についてはいかがでございましょうか。

○田中製品安全課長 ありがとうございます。事務局でございます。

こちらのスライドでございますけれども、JISというものがあって、これは製品に対する一般的な安全基準を定めたもの、共通的な規格ということかと思います。一方で、今考えている製品の認証というのは製品そのものの認証ということで、JIS規格に合っているかどうかとか、そういう規格に対応したものの認証ではなくて、製品それぞれの、製品ごとに認証をしていくことを考えているところでございます。そういった意味で、JISも取りつつ、今回の新しい認証も取っていくということも当然あり得るとは思っておりますけれども、一応切り分けとしては、そこは違うものということかなと考えております。それで、2つやると、もちろん負担ということもあるということかとは思うのですけれども、JISを取っている製品はほかにもあって、差別化できないという中で、この新た

な表示制度ができれば、こちらについては追加の付加価値、誤使用対策を行っているということが分かりますので、そこの価値を感じて認証をやっていただければもちろんそこの部分のコストというのは少しアップしますけれども、魅力を感じて、参加いただける事業者様もいるのではないかと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、よく関係する事業者様とも議論しながら内容を詰めて いきたいと考えております。

私からは以上です。

- ○遊間委員 ありがとうございました。
- ○三上委員長 それでは、続きまして坂本委員、どうぞ御発言ください。
- ○坂本委員 鳴門教育大学の坂本です。2点コメントというか、質問がございます。

まず8ページの除雪機の事故に関連してなのですが、販売者に対して、販売するときに、このように気をつけなければという説明を義務付けるみたいなことというのは何かされているのかというのがちょっと気になりました。全般として、メーカーに対する取組というか、製品そのものについてという取組は充実していると思うのですけれども、販売者に対してもう少し何かするということができたらよいのではないかと感じる次第です。それが1点です。

もう一点、消費者に対する啓発ということで 44 ページなど、大変工夫された資料を用意してくださっているのだなということが分かります。今の小学生とか中学生は1人1台、学校でタブレットが配られていて、それを使って調べようみたいな学習活動が学校でされることが増えてまいりましたので、ぜひタブレットで検索して表示するのに適している横長のレイアウト、パワーポイントスライドみたいな形の資料というのがネット上に上がっていると、とても助かるかなと思うところです。これはコメントです。

以上です。

- ○三上委員長 ありがとうございました。
- ○田中製品安全課長 除雪機の8ページでございますけれども、販売事業者を通じた周知もやったほうがいいのではないかという御指摘でございました。全く御指摘のとおりかなと思います。我々もメーカーと連携しながら、どういった形で注意喚起できるか、継続的に議論しておりますけれども、当然その中には販売事業者を通じてしっかり注意喚起していくということも含まれておりますので、引き続き、企業の皆様方と議論しながら、どうやったら安全対策が周知できるか、きちんと使う人に伝わるかというところを意識しな

がら取り組んでいきたいと考えております。

また、44 ページのスライドです。子供向けの資料という意味では、横長のパワーポイントのスライドのようなものがあったらいいのではないかということでございまして、確かにGIGAスクールもございますので、そういったところで活用していただく素材というのも出していけるといいかなと思います。どうもありがとうございます。今後の検討の際に、その点も留意しながら進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○三上委員長 それでは、私からも1つよろしいでしょうか。

先ほど遊間委員から御指摘のあった 37 ページのところです。私も安全設計に関する教育に携わってきた立場から申し上げますと、ここで言っている「基本安全設計から飛び出た付加機能」として、このコンセプト対応ということが議論されているというのは、やや違和感を感じるところがありまして、国際的な安全規格、例えば機械安全の国際基本規格が求める安全設計というのは、もともと、このコンセプト対応認証と呼ばれているステップをきちんとやりなさいということかと思います。まずはステップ1で危険源を極力なくし、ステップ2でなお残ったリスクについては防護措置を講じ、最後に利用者への注意によってという手順を定めているわけです。もともと利用者は間違うものであるから、そもそも間違った使い方をしても大丈夫なような設計をしなさいと、そういった考え方が、本来、基本的な安全設計に求められる手順だと思うのです。したがって、利用者が間違っても大丈夫な安全機能は基本から飛び出た付加機能であると言われると、国際安全規格の求める基本安全設計はやらなくてもいいのかと誤解をされる可能性があるなと感じています。この辺はもう少し広く御意見を求められて、落ち着くところに落ち着いていくというのがいいのかなと感じています。

○田中製品安全課長 分かりました。貴重な御指摘ありがとうございます。ここで言っているものはJISという、まさに具体的な規格は最低限の安全レベルなので、それを上回るという意味で表現はしているのですけれども、確かに表現ぶりが、やや分かりにくいところもあるのかなと思います。先生御指摘のとおり、基本的な安全設計の中で、いろいろな誤使用も含めてリスク評価していくというのはもちろん含まれているというのはそのとおりだと思います。あとは、どこまでの誤使用を想定するかというところは、多分、人によって違うところがあって、JISだけやっていると、そこが多分、最低限ということかなと思うので、そこの幅がある中で、誤使用対策にJIS以上にしっかりやっていると

いう製品もありますので、そういったものが分かるようにしたらいいなと、そういう考え方でございます。

いずれにしても、今後、詳細を詰める中で、よりよいものにしていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

- ○三上委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問など、ございませんでしょうか。木井委員、どうぞ。
- ○木井委員 木井です。私も介護用品といいますか、高齢者のところで少しコメントさせていただければと思います。

これまでも介護用品というのは結構 JIS規格をつくったりしてきているのですが、なかなか製品側だけでは完全に誤使用とか、そういうのを防止できない。そういうのはこれまでの特徴だったのですけれども、製品側からの安全性確保に加えて、介護施設ですとか、そういったところでの注意喚起というのを合わせてやられたほうがいいのではないかというように思いました。

また介護用品は一般の商品と違って、普通の店舗で買わなくて、介護保険等でレンタル するのが通常ですので、介護保険のレンタルする事業者さんと連携するというのも一つの 手ではないかと考えたところでございます。

コメントは以上でございます。

- ○三上委員長 ありがとうございました。
- ○田中製品安全課長 ありがとうございます。介護用品については介護施設とも連携しながら注意喚起をしたらいいのではないかという御指摘と、介護保険のレンタルの事業者とも連携したらいいのではないかという御指摘かと思います。どうもありがとうございます。本当にそのとおりかなと思います。例えば介護ベッドであれば、JIS規格を守った製品にすると誤使用事故がかなり防げるということになりますので、我々もいろいろな事業者さんと連携しながら、ユーザーに対する注意喚起とか、これまでもやってきたところでございますけれども、引き続き利用者の方に分かっていただけるように取り組む必要があるかなと考えておりますし、いろいろな介護保険の対象事業者などとの連携ということも今後、検討項目かなと考えております。どうもありがとうございました。
- ○三上委員長 それでは西田委員、どうぞ。
- ○西田委員 西田です。資料、ありがとうございました。非常によい取組がたくさんあって、心強く感じました。

この中で、どなたか、指摘されていましたけれども、50 ページだったかな、OECDの連携というところが非常に大事だなと思っていまして、このマグネットとかボタン電池とか、そういうものがOECDのレベルできちんとやらなければいけないという議論が国内に先んじて始まるケースが結構あるなという印象があって、ボタン電池のときにも、たしかOECDで議題が上がっていて、その回答を見ると、日本も対策をしているという回答が書いてあるのだけれども、正直、僕からすると何もやっていないではないかという時期があったのです。ということで、OECDで上がっているトピックは結構大事ではないかと思っているので、日本がOECDに伝えるのも大事なのですけれども、そこで上がっている大事なトピックを日本語にして、国内に伝えるというところも非常に大事だなと感じました。コメントになります。

- ○三上委員長 ありがとうございました。
- ○田中製品安全課長 ありがとうございます。御指摘のとおり、本当にOECDの取組、この製品安全の世界でもすごく歴史もあって、非常に大事な取組でございます。まさに世界で課題になっていることが当然日本でも課題になりますので、OECDでの議論をよく注視して、世界に遅れないように、我々も日本の国内での対応に生かしていきたいと考えております。どうもありがとうございます。
- ○三上委員長 そうしますと、ほかには御質問がないようですので、次の議題に移ろう かと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)に移ります。「製品安全規制の見直しについて」ということで 御報告をいただいた後、審議に入りたいと思います。よろしくお願いします。

○田中製品安全課長 それでは資料2に基づきまして、御説明させていただきます。全部で項目は9つございます。報告事項も多くなっております。順に御説明いたします。

まず1. の乳幼児の誤飲による事故の防止でございます。 2ページでございます。こちらは去年も御紹介させていただきましたけれども、こちらのマグネットセットと言われている製品です。こちらと、あと水で膨らむボールと言われる製品でございます。いずれも非常に小さいものでございまして、写真だとなかなか分かりにくいのですけれども、本当に2ミリとか3ミリとか、非常に小さいおもちゃだと思っていただければと思います。ですので、これを乳幼児が誤飲してしまう、こういった事故が発生してしまったというところでございます。

特にマグネットセットにつきましては、昨年の3月ですけれども、消費者安全調査委員

会からも意見をいただいております。それを踏まえまして、昨年の6月に経産省から主要なネットモール事業者に向けて、子供用には売らないでほしいと、こういった協力要請はさせていただいたところでございます。このマグネットセットはネット販売でしか売られていなかったということがありますので、こういう対応をさせていただきました。

また水で膨らむボールでございますけれども、これも昨年重大製品事故が発生しておりまして、その後、リコールされているということでございます。そういった意味で、この製品自体は対応しているということでございますけれども、この事故を踏まえて再発防止を図るという観点から、この2製品について、消費生活用製品安全法の販売規制の対象にしていくことが必要であると考えまして、今年の1月に審議会――こちらは消費経済審議会という審議会なのですが、こちらに諮問・答申をさせていただいたということでございます。こちらで御了解いただきましたので、マグネットセットと水で膨らむボールのおもちゃ、この2つについては規制対象品目に追加するということで、今、政府の中で政令改正の作業を行っているところでございます。早めに、この改正を実施したいと考えております。

この規制が導入されると、こちらに書いておりますけれども、マグネットセットとか水で膨らむボールというものは売れなくなるということになりますので、これで再発防止が図られると考えております。

続きまして、ガストーチの安全対策でございます。

5ページでございますけれども、これは昨年も紹介させていただきました。こういった カセットボンベにくっつけてバーナーとして使うという、ガストーチと呼んでいる製品な のですけれども、見るからに火が出るので事故の可能性はあるなという製品なのですが、 人気もあって、最近は事故も増えているという傾向でございますので、何らかの対応が必 要ではないかということで検討を進めているところでございます。

今年度、いろいろ検討を行ってきた結果、実はいろいろな製品があるということが分かってまいりまして、我々がもともと想定していたものは左にあるようなものなのですけれども、例えば草焼きのバーナーというようなものもありますし、ボンベと火が出るところの間の距離が長い、これは産業用途なのですが、こういったガストーチもあるということが分かってまいりました。また距離が長いものは、火がすぐ出るものと比べるとリスクが低いのではないかと。仮にガス漏れしても引火しないのではないかとか、こういったところが検討の結果分かってきたということでございます。なので、今後、どういったところ

を規制の対象にするか、詰めていきたいと考えております。

さらに、この2. に書いておりますけれども、技術基準です。どういった技術的な対応を行えば事故が防げるのか、こういったところの検討も今年度行ってまいりました。具体的には、やはりガスが漏れてしまうと火がついてしまう、それで事故につながるというパターンになりますので、漏れないように、しっかりとここ、Oリングと書いておりますが、こういったものが劣化しないようにしていく、これが非常に大事ではないかということで検討を行ってきたところでございます。実際の規制に向けてはいろいろ検討することもまだ残っているというところではございますが、今回の結果を踏まえて、引き続き来年度も規制化に向けて検討を継続していきたいと考えております。

続きまして3. ポータブル電源の安全対策というところでございます。

7ページでございます。ポータブル電源、図で書かせていただいておりますけれども、こういった製品でございます。災害時など、例えば停電したときに使える電源として、最近は人気がだんだん出てきている製品でございまして、モバイルバッテリーは非常に小さいものなのですけれども、ポータブル電源はもうちょっと大きめのものだと思っていただければと思っております。

こういった製品が最近少しずつ市場に出回り始めておりまして、今後の市場規模も拡大するのではないかというようなレポートも出ているところでございます。そういった背景もありまして、事故の件数も調べていくと、最近は少しずつ増えているということかなと感じております。そういう結果になっております。新しい製品ということもありまして、現時点では電気用品安全法の規制の対象外になっておりますけれども、やはり一定の電気的リスクというものもあるのかなと思いますので、こういった事故の状況なども踏まえながら、今後、規制についても検討を開始できないかと考えております。

具体的には次のページ、8ページですけれども、文字が多くて恐縮なのですが、現状、このポータブル電源そのものの規格、例えばIEC規格とかJIS規格は存在しないということが分かってまいりました。ですので、各メーカーがそれぞれ自らいろいろな安全対策を行っているというのが実態でございます。我々としては、今後、事業者の皆様方とも議論をしていきながら、どういった内容の技術的要件をクリアすればいいのかというような技術的な検討を行っていきたいと考えております。今後、官民一体となって必要な規格の整備、規制化に向けた検討を開始したいと考えております。

4. です。ここからは報告が続きます。

10 ページでございますけれども、リチウムイオン蓄電池の安全対策でございます。昨年、審議会でリチウムイオンバッテリー、非純正バッテリーの事故が増えているといったような話をさせていただいて、そのための対策として、国際規格の基準と日本国内で求めている基準というのが2つあって、どちらでもいいというのが電気用品安全法の規制になっていたのですけれども、国際的に求められている基準のほうがちょっと厳しい、より安全であるということが分かりましたので、こちらに一本化したいと思っておりました。その結果、昨年の12月に通達を改正いたしまして、国際基準に一本化するという改正を行ったところでございます。周知期間、経過措置もございますけれども、これによって、リチウムイオン蓄電池の安全対策については強化されたと考えております。

続きまして5番、電気用品の雑音強さの見直しでございます。

これは細かい話ですけれども、12 ページでございます。今年度、国際規格に準拠する ための見直しを照明器具で行わせていただきました。今後、それ以外のマルチメディア機 器とか、こういったところについても行っていきたいと考えております。

続きまして、6番でございます。こちらも御報告でございます。

14 ページ、製品安全小委員会の下にワーキングというものをつくっておりまして、電気用品整合規格検討WGというものなのですけれども、こちらの開催は2回行っておりますという紹介でございます。このワーキングで得られた結果につきましては、電気用品安全法の技術基準、細かいですけれども、通達の別表 12 の改正というような形で反映しているというところの御報告でございます。

続きまして、7番ですけれども、IoT製品の安全性確保ということでございます。

16 ページでございますけれども、こちらは2年前にガイドラインをつくっておりまして、これの普及というところを今年度取り組んでまいりました。また業界横断のワーキンググループをつくって、いろいろな議論も行ってまいりました。その結果、もうちょっとこういったところを検討したほうがいいのではないかとか、遠隔操作に向き不向きな製品の整理をやったほうがいいのではないかとか、こういったいろいろな御意見もいただいてまいりましたので、来年度はそれを踏まえて、検討をさらに継続していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、産業界とも連携しながら、IoT関連製品の安全性確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、8番でございます。これはかなり細かいですが、電気用品安全法の技術基

準解釈通達の整備状況についてということでございます。

18 ページでございます。こちらは電気用品安全法の技術基準の構成として書いております。ちょっと見えにくくなっていますけれども、別表 12 というのがあって、それは国際基準なのですが、1から 11 という、昔から日本国内で使っている基準というのもあると、こういう構造になっております。別表の9、こちらのリチウムイオン蓄電池のところを今回やめて、別表 12、オレンジのところに一本化するという改正を行ったところでございますけれども、それ以外のものもまだ残っておりますので、これについても、別表12 の国際基準に一本化できるものは一本化していきたいと考えておりまして、具体的には1、4、7というところをまず考えているのですが、こういったところの一本化を進めていきたいと考えております。

最後、9番でございます。こちらもかなり細かいのですけれども、これはガス用品の話 でございます。

20 ページ、カートリッジガスコンロとガスストーブの両方の機能を併せ持つ製品でございまして、こういったものが出てきているということでございます。そういった製品が守らなければいけない技術基準というのはどれなのかというのが若干明確になっていなかったということがございますので、いわゆる複合品については両方の技術基準を満たさなければいけないですよというところを、ちょっと当たり前のような話ではあるのですけれども、しっかりと明記するという通達の改正を行いたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

○三上委員長 ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、お願いいたします。審議事項となっているものが3件、報告事項が6件ございますので、どの案件というように指定して御質問をいただければと思います。では挙手ボタンのほうをお願いいたします。倉貫委員、どうぞ御発言ください。
○倉貫委員 ポータブル電源なのですけれども、この電気用品安全法の規制の外にあるというのは、これはどういった理由なのか、もうちょっと教えていただきたいのですが。リチウムイオンバッテリーがこれだけの事故とかあって、これまでも審議を続けてきた中で、突然ポータブル電源は法律の規制の外にあって、これから検討するというのがよく分からないなと思ったのですが、教えていただければ助かります。よろしくお願いします。
○田中製品安全課長 ポータブル電源でございますけれども、これは機器としてはリチウムイオン蓄電池、電池そのものではなくて、電池を含んだポータブル電源という機器だ

ということになります。リチウムイオン蓄電池の出力というのは当然直流になるわけですけれども、それを交流に変えて、ここで言うとコンセントのような形で、プラグを指すと 交流の 100 ボルトが取れるという、そういう機器になります。

現状、例えばモバイルバッテリーとかもそうなのですけれども、リチウムイオン蓄電池として規制をしておりますが、直流で出力するということで今まで規制を行ってまいりました。今回、直流ではなくて交流で出力するというものが出てまいりましたので、これは現状の規制対象品目では読めないということで、新たにポータブル電源を規制するのであれば、別途規制をしなければいけないと、こういった整理でございます。ややテクニカルなところでありますけれども、新しい製品に対応するという意味で今後検討を開始したいと考えております。

- 倉貫委員 ありがとうございます。それで、自主規制もされているようなのですけれ ども、それについて、現状はどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。
- ○田中製品安全課長 当然、製品の安全については、規制があるなしに関わらずメーカーのほうできちっと行うという責任がございます。それについては、メーカーの生声なども書いておりますけれども、当然、いろいろな対応を事業者のほうでやってきているということでございますので、安全面で言うと、今、出回っているポータブル電源がすごく危ないかというと、そういうわけではないと思っております。ただ、いろいろなメーカーのものがネット販売とかもありますので、我々がこうやって議論している、ちゃんとした付き合いがあるメーカーではない製品というものも今後、出てくる可能性があるということも考えられますので、そこはしっかりと規格というものを今後つくっていく必要があるかなと考えているところでございます。

以上です。

- 倉貫委員 ありがとうございます。消費者がちゃんと選択できるような形を考えていただければと思います。ありがとうございました。
- ○三上委員長 ありがとうございます。ほかの委員の皆様からの御質問、御意見はございませんでしょうか。

そうしますと、まずは審議事項の3件です。これの内容につきましては、今、御説明の あったような方向で進めるということで御了解いただきましたので、事務局のほうでさら なる検討をお願いいたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、続きまして、事務局から議事の(3)「消費生活用製品の安全確保に向けた

検討会について」ということで御報告をお願いいたしたいと思います。

○田中製品安全課長 では、資料3に基づきまして、御説明させていただきます。

消費生活用製品の安全確保に向けた検討会というものを今年の1月に立ち上げておりますという御報告でございます。製品安全4法は資料1でも少し御説明いたしましたけれども、製品安全の確保の観点から非常に大事な制度でございまして、特に2006年に創設された事故の報告制度は非常に大事な制度であると考えております。ただ、最近やはりインターネット販売が増えているといった環境変化が大きいと感じているところでございますので、資料1でも申し上げましたけれども、いろいろな対応を我々もやってきておりますし、ネットモール事業者さんからも御協力をいただいているということでございまして、対応自体はかなりやっているとは思っておりますが、制度面での課題というのもあるのかなと感じておりますので、こういった検討を開始させていただいたという次第でございます。

メンバーはこちらでございまして、三上先生、まさにこの小委員会の委員長でございま すけれども、三上先生をはじめ、釘宮委員、西田先生にも御参加いただいておりまして、 こういった検討会を開始させていただいたというところでございます。

具体的な論点としては、大きく2つあると思っておりまして、まず1つが、2ページでございますけれども、ネット販売が増えていく中での対応というところでございます。具体的に言うと、海外からの直接販売の製品がより増えてきているというところがあるのかなというところでございます。この左側の図にありますとおり、もともとの法律が想定している流通形態という意味では、消費者が輸入品を買う、海外のものを買おうとすると、輸入事業者、この青い人がいて、こちらから買っていくとか、またはこの青い輸入事業者が小売店を通じて消費者が買うといったパターンでございますけれども、ネット販売が最近は増えてまいりまして、右の図のように、緑の消費者が紫の販売者から直接ネットモールを通じて買えるというようなことがやりやすくなってきたのかなと考えております。そうすると、国境はここになりますので、例えば左側の図で言いますと、紫の小売店と緑の消費者の間、ここに国境があるみたいな感じになってしまうのかなと思います。そうすると、もし直接買ったときに事故が起こったというような場合に、法律に基づいて事故報告というのを行っていただいて、再発防止につなげていく必要があるのですけれども、もともとの想定であれば、青の輸入事業者という方が報告をするということを感じておりまして、実

際にいろいろ調べていくと、100 件ぐらいの事故が報告されていないような感じもしておりますので、このあたり、課題かなというように考えております。

もう一つ、大きな論点といたしまして、子供用製品というのもあるかなと思っておりまして、これも資料2で申し上げたのですけれども、マグネットセットです。こちらの製品、まだ規制していないですけれども、ほぼするということで今、中で詰めておりますが、規制していくということになります。

あと、例えば子供用の自転車とか、こういったものであれば、去年、チェーンに子供が 指を入れてしまうと。本当は、チェーンはフルカバーしていればいいのですけれども、そ れが全部カバーされていなくて、むき出しになっていたので、そこに子供が触ってしまっ て、指を切ってしまう、こういった事故が起こりました。その製品についてはリコールを されたということでございますけれども、やはり、この①とか③とか、こういった製品で 事故が起こっていて、その後、リコールなり、規制対象化ということで対応しているとい うことになっております。もちろん、こういった対応自体は大事なのですけれども、やは り被害者が子供であるということも考えると、できれば事故が起こる前に、起こらないよ うにすることが大事かなと考えているところでございます。特に玩具という――マグネッ トセットなどは玩具ですし、資料2で出てきた水で膨らむボールというのも玩具なのです けれども、玩具ということで言いますと、これは国際的な比較もありますので、これを守 ることによって未然に防ごうと、こういった形で規制されているというのが実態でござい ます。ただ、日本についてはそこまでは規制していないということがありますので、特に 玩具の安全性、物理的と書いてありますが、これは誤飲とか、指を切ったり、こういった 面での安全性という意味なのですけれども、こういったところの安全性が海外と比べても 弱いのかなというところが課題として感じているところでございます。

次のページです。これは参考ですけれども、玩具に関するルールを整理しておりまして、 検討会でもこういった資料は出させていただいております。日本ですとSTマークという、 これは業界の自主的なマークなのですけれども、これがついたものがかなりのお店で販売 されている、これによって安全を担保してきた、こういった歴史がございます。ただ、外 国を見ていきますと、EUとかアメリカとか、中国もそうなのですけれども、大部分の国 では規制をしているということでございます。日本は、物理的な安全面についての規制と いうのは今のところないということになりますので、このSTマークがついているものに ついては、海外と遜色ないレベルの安全性が確保されているのですけれども、ついていな い製品でも売ってはいけないわけではないということになっております。いろいろなもの が海外からも買いやすくなっている中で、それでいいのかと、こういった問題意識でござ います。

最後、5ページでございますけれども、この検討会で議論している論点でございます。 第1回の検討会で、この資料をそのまま出させていただきましたけれども、先ほど申し上 げた、上の2つは同じような話でして、ネット販売対策ということです。直接海外から販 売される製品について、1. で言っているのは、仮に事故が起こったときに報告をしても らうような、そういった人がいないのではないかと。こういったところが課題で、例えば、 国内に何らかの事業者を置いてもらう必要があるのではないかというところを書いており ます。

あと、2. で書いているのは、資料1のところでネットパトロールのときに申し上げましたけれども、法執行を我々やっていて、違反品がないかというのを調べていくときに、海外から直接売られているものというのは、我々が執行しようと思ってもなかなか難しいという問題もございます。昔はそういうことはなかったと思うのですけれども、最近は直接海外から販売するということもだんだん増えてきておりますので、ここは何らかの制度的な対応というのも要るのではないかと、こういった問題意識を書かせていただいております。

3番は、先ほど申し上げたおもちゃの例を挙げさせていただきましたけれども、子供用製品です。ここはやはり未然防止したいというところがありまして、海外ではやられている取組、規制のレベルについては日本でも対応していく必要があるのではないかと、こういった問題意識を書かせていただいているところでございます。

これは、最初に戻りますけれども、議論がまだ始まったばかりでして、第2回、第3回で非公開のヒアリングを行いましたが、4月から、また公開の議論に戻りまして、具体的な論点の議論を行いたいと考えております。そういった意味では、今回、この審議会で紹介させていただいたという趣旨は、こういった検討を今、行っているということを御報告したかったということと、またこの6月に一定のまとめができた後には、産構審の製品安全小委員会の中でも改めて議論させていただきたいと思っておりますので、その前に、この3月のタイミングでこういうことをやっているという御報告をさせていただいたと、こういった次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

○三上委員長 田中課長、ありがとうございました。

それでは、皆さんからの質問をお受けしたいと思います。早速ですが、藤野委員、どう ぞ御発言ください。

○藤野委員 主婦連合会・藤野でございます。御説明ありがとうございました。大変重要な問題で、ぜひ規制を図り、日本の中で安全性を確保していただきたいと思います。

質問なのですけれども、3ページの課題の2つ目の丸にある2行目です。「規制を調和しないと日本の玩具の安全性(物理的)の確保が行えなくなるおそれ」と。この「調和」というのはどういう意味でお使いか、教えてください。ちょっと言葉がどうかなと思いましたので、お願いいたします。

○田中製品安全課長 ありがとうございます。こちらの意味は、ちょっと表現が分かりにくいかなという気もしますけれども、要は玩具について、どの主要な国でも規制をされていて、そのときの守らなければいけない基準というものがISOの 8124-1 というものなのです。この基準を、基本的にはどの国でも使っていて、これを守りなさい、これで未然防止しなさいと言っております。なので、日本も同じような、このISOの 8124-1 と同じレベルのものを守っていただく、こういったところが規制の調和という意味で考えているということでございます。現状は、まさに日本は規制を導入していないということになりますので、海外から、例えばISO8124-1 を満たしていない製品があったとしても、別にそれが日本に入ってきても違反ではないという形になりますので、そういったことを防ぎたいなという意味で、こう書かせていただいたということでございます。

- ○藤野委員 意味はよく分かりました。言葉が分かりやすいほうがよろしいかなと思いました。ぜひよろしくお願いいたします。
- ○田中製品安全課長 すみません、どうもありがとうございます。
- ○三上委員長 ほかにはいかがでしょうか。それでは水流委員、どうぞ、御発言ください。

 $\bigcirc$ 

○水流委員 東京大学の水流です。ありがとうございます。

今の製品、特に玩具のところは、やはり日本がかなり遅れているということは明らかでして、そこは規制をかけない限り――例えば中国の法律で言うと、規制をかけている国に輸出をしてはならないとしており、規制をかけていない国に対して輸出をすることについては許可されているという状況なのです。マグネットボールの中の磁石については世界で

も有数の産地になっているのが中国でして、その中国のマグネットボールという製品が、 日本はその規制がないので日本に流れ込んできているという状況になります。これについ ては、小児学会と消費者安全委員会・消費者庁・経済産業省が共同して安全を強化しよう ということになって、法制化という動きになっていると思われます。先ほどの御説明にも ありましたように、法をつくったとしても、ネットモールでは個人輸入できるため、そこ を阻止するためには、ネットモールの方で何とかうまく阻止していくというやり方をする しかないという状況になっています。

子供を守るためということで玩具は法制化やネットモール内での制限をかけたりができるかもしれないのですけれども、女性の美容用品などで非常に危ない機器、例えば超音波による低温やけどを内部で起こして小顔化するというようなハイフについても、日本では規制されていないという問題があります。いろいろなものに対して、日本の法規制が遅れているという問題を強く認識して、同様なパターンのものに対しては、玩具に限らず、洗い出しをしながら法規制をしていくことと、ネットモールに対する、阻止するための方法論というものを考えていくという仕掛けが、今後、早期に重要になってくると思っております。

#### 以上です

○田中製品安全課長 御指摘、ありがとうございます。中国の事例につきましては、まさに水流委員から昨年も御指摘いただいたと思いますけれども、本当にそのとおりだと思います。日本で規制をしない限りは、仮に中国の中で売れなくても、日本には売れるという形になってまいりますので、そこはしっかり規制して、対応していく必要があるかなと考えております。

また、玩具以外もあるのではないかという御指摘もございましたけれども、それはもちろんそうでございまして、我々としても、特に子供用製品というところをやっていきたいと思っております。美容のハイフの話とかは厚生労働省さんのほうの話になるのかなと思いますけれども、いずれにしても、しっかりといろいろな事故の動向とか海外の動向を踏まえながら、対応すべきところは規制していく、こういったことが必要ではないかと考えております。御指摘、そのとおりだと思いますし、引き続き、この検討会の中でまずは検討していきたいと考えております。どうもありがとうございました。

- ○三上委員長 木井委員、どうぞ、御発言ください。
- ○木井委員 NITE・木井です。

私も水流委員の指摘と全く同じなのですが、玩具に限らず、特にインターネットで取引するようなケースは、日本だけが特殊な規制をしてもだめで、やはりインターネットを介するものは国際的に整合した規制なり仕組みが必要だと思います。そういう意味では、ぜひアメリカのCPSCですとか、先ほどありましたOECDの製品安全委員会と連携して、国際的に整合した仕組みを構築されることを期待します。

私からは以上です。

○田中製品安全課長 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおりかと思います。物がネットを通じて、国境を飛び越えて移動するという環境でございますので、国際的に整合した規制は本当に大事だと思っております。その中で、OECDもそうですし、アメリカのCPSCもそうですし、EUももちろんそうですけれども、いろいろな動きを十分踏まえながら、なるべく調和していきたいと考えております。どうもありがとうございます。○三上委員長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題3で御報告いただきました検討会について、御報告、どうもありがとう ございました。

以上をもちまして、予定しておりました議題は終了いたしました。最後に事務局より連 絡事項をお願いいたします。

○田中製品安全課長 本日の会議でございますけれども、議事録を事務局で作成して、 後日、委員の先生方には確認をいただいて、ホームページで公表したいと思っております。 よろしくお願いします。本日、全員の委員の出席をいただいておりまして、本当にありが とうございました。

次回の会合でございますけれども、また開催時期が近づきましたら、事務局より日程調整等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○三上委員長 それでは、本日、予定の時刻よりも少し早めに終わることができました。 ありがとうございました。

以上をもちまして、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会、 大変長い名前ですけれども、終了いたしたいと思います。本日は御多忙中のところ、御参 画いただきまして、熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。

**—**—7——